

防府市消防職員職場復帰リハビリテーション実施要綱

平成21年8月4日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神疾患により休職中の職員（以下「職員」という。）が円滑に職場復帰できるよう、治療の一環として職場において行うリハビリテーション（以下「リハビリテーション」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(リハビリテーションの対象職員)

第2条 リハビリテーションは、職員の主治医が必要と認め、かつ、職員の希望する場合において、当該職員（以下「対象職員」という。）に対して行うものとする。

(リハビリテーションの実施期間)

第3条 リハビリテーションの実施期間は、1か月以内で消防次長が必要と認める期間とし、延長はしない。ただし、職場復帰の可能性が高いと認められる場合は、連続して最大3か月以内に限り、消防次長が必要と認める期間の延長はできるものとする。

2 前項に規定する消防次長が複数いる場合は、あらかじめ消防長の指定する次長とする。

(リハビリテーションの内容)

第4条 リハビリテーションの内容は、消防次長が対象職員の主治医と相談し定める。

(リハビリテーションの手続)

第5条 リハビリテーションの手続は、次のとおりとする。

(1) 対象職員がリハビリテーションを希望する場合には、職場復帰リハビリテーション申請書（第1号様式）に主治医の診断書を添えて、所属長を通じて消防次長に申請するものとする。

(2) リハビリテーションの承認は、消防次長が行うものとする。

(リハビリテーション中の状況把握)

第6条 消防次長は、対象職員のリハビリテーションの実施期間中、当該対象職員に関し、産業医及び衛生管理者に助言を求めるとともに、対象職員及び

所属長と連絡を密にして経過観察を行うものとする。

(リハビリテーションの結果報告)

第7条 所属長は、対象職員のリハビリテーションが終了したときは、職場復帰リハビリテーション結果報告書（第2号様式）により消防次長に報告するものとする。

(リハビリテーションの承認の取消し)

第8条 消防次長は、対象職員が次に掲げるいずれかに該当する場合には、承認を取り消すことができる。

- (1) 対象職員の心身の状況が、リハビリテーションに耐えられないと認められるとき。
- (2) 対象職員の心身の状況が、リハビリテーションを必要としないと認められるとき。
- (3) その他リハビリテーションが適当でないと認められるとき。

(リハビリテーション中の給与等の取扱い)

第9条 対象職員は、リハビリテーションの実施期間中においては、法令に定めがあるものを除くほか、いかなる給与も支給されない。また、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による補償を受けることができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に必要な事項は、消防次長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月4日から施行する。

第1号様式

職場復帰リハビリテーション申請書

防府市消防次長 様

年 月 日

所 属

氏 名

私は、職場復帰リハビリテーション実施要綱に基づき、主治医の診断書を添えて下記のとおりリハビリテーションを申請いたします。

記

1 職場復帰リハビリテーションを希望する期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 診断書 別添のとおり

第2号様式

職場復帰リハビリテーション結果報告書

防府市消防次長 様

年 月 日

所属長氏名

職場復帰リハビリテーションを実施しましたので、その結果を下記のとおり
報告します。

記

1 対象職員の所属及び氏名

2 リハビリテーション期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 リハビリテーション結果（時系列に記述すること。）